

大口町告示第50号

大口町業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町業者指名審査事務取扱要綱（昭和５６年大口町告示第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「１３０万円以上の」を「２００万円を超える」に改め、同条第２号中「８０万円以上の」を「１５０万円を超える」に改める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

大口町業者指名審査事務取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(委員会への付議) 第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に付議しなければならない。 (1) 工事（修繕工事を含む。以下同じ。）並びに工事に係る設計及び測量の委託（以下「工事等」と総称する。）で1件の設計金額が<u>200万円を超えるもの</u> (2) 物品の買入で1件の執行予定額が<u>150万円を超えるもの</u>	(委員会への付議) 第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に付議しなければならない。 (1) 工事（修繕工事を含む。以下同じ。）並びに工事に係る設計及び測量の委託（以下「工事等」と総称する。）で1件の設計金額が<u>130万円以上のもの</u> (2) 物品の買入で1件の執行予定額が<u>80万円以上のもの</u>